

国立市議会議員＊一人会派《こぶしの木》

上村和子 市議会レポート

こぶしの木 No.62

発行：上村和子事務所 〒186-0002 東京都国立市東3-11-12 八口一国立103
tel & fax：042-580-2780 e-mail：kobusinoki.uemura@nifty.com
ホームページ：http://homepage2.nifty.com/uemura_kazuko/



上村和子と市政を語る会

◆4期目を振り返る◆

11月29日(土)午後1時半～

さくらホール(国立市商協ビル)
国立市東1-4-6/国立駅南口より徒歩3分

全国初の「ヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティに対する差別を禁止する法整備を求める意見書」の採択とその後

抗議の電話殺到に差別の実相を実感

議会では圧倒的多数で採択

国立市議会は9月19日の最終本会議で、首相・衆参両院議長宛の「ヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティに対する差別を禁止する法整備を求める意見書」を、圧倒的多数(議長を除く20名中19名が賛成)で採択しました。私が筆頭提案者となって提案していたものです。その意見書は全国の自治体初ということで、NHKが9月22日の昼のニュースで取り上げました。その日の朝、電話取材を受けた私は、これがかきつけとなって、この動きが全国の自治体に広がって国会を動かせるようになれば嬉しいと思ひ、喜んで取材に応じました。

学習会での学習と国連勧告

◆意見書を提案するまで
私がこの意見書を提案したについては二つの背景があります。一つは、8月2日に、ヘイトスピー



チ問題に詳しい弁護士・師岡康子さんを国立市公民館にお招きして学習会を開いたことです。今、日本では、「殺せ、死ね、吊るせ」などの脅し・暴力的表現を掲げたデモが警察に守られながら遂行されるという事態が放置されていて、深刻な人権侵害を招いている、早急な法整備が必要であり、自治体でも宣言や決議や国への意見書提出などができる、ということなどを学びました。

◆意見書が報道されてから
二つは、8月29日に、国連人種差別撤廃委員会が、「ヘイトスピーチ対策等に毅然と対処し、法的規制を行うよう(日本政府に)勧告する」との見解を発表したことです。

抗議の電話とメールが殺到

その日の午後12時半過ぎ、議会特別委員会の会合に参加していた私

に、議会事務局の方から緊迫感に満ちた「意見書の件で抗議の電話がかかっています」という連絡が入りました。あわてて飛んで行くと、事務局にある電話は全てふさがっていました。「なんで……」と絶句する自分と、「抗議の電話ばかりなんです!」と叫んだ議会事務局次長の声が

身をもってヘイトスピーチの実相に迫ることができました

その抗議を受けながら、在日朝鮮人・韓国人の方々がいかにひどい人権侵害を受けているかが身にしみてわかりました。

「今いる在日朝鮮人の半数以上は密入国者」「税金を1円も払っていない」などという全くの大ウソを信じこんで力説する人……、「嫌な日本から出ていけばいい」「好かれる努力をしろ」「あなたの歴史認識は間違いだ」「謝れ」と叫ぶ人など……。

いろんな人に「抗議、大変でしたね」と声をかけていただきましたが、私を打ちのめしたのは、私に対する抗議の多さではなく、その言葉の暴力の矛先に立たされている在日朝鮮人・韓国人の方々がいかにひどい言

は今も焼きついています。その後、議会事務局へかかってきた電話は50本ほど、メールは200通ほど(これは支持のメールの方が多くありました)。議会事務局始まって以来、最も騒がれた意見書になりました。

私にも22日夜から二日ほどでメールは400通、家の電話も鳴りやみませんでした。手紙も届きました。他の議員にも抗議の電話はかかっており、意見書を出したことで、国立市議会は議会事務局職員も議員もみんなが、ヘイトスピーチに言及すると「抗議される」という体験をした訳です。

われ方をしているか、私自身が本当はわかっていなかったという事実でした。

私に抗議をしてきた人たちは「普通の人たち」でした。その「普通の人たち」が差別的な言葉をまことしやかに語り、その加害性にみじんも気づいていない……。それはとても恐ろしいことです。戦争は、こういう空気から始まるのだと思います。

今、本当に危ない空気が蔓延していること、遅れてしまったけど、その最前線に立てて、直接危ない空気と対峙できて、気づくことができました。今、私は、国立市で差別禁止条例をつくれないうか、考え始めています。

九月議会報告—私の一般質問から

「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を提案

■市長への質問

あと半年の任期中に実現させたい、人権・平和・まちづくりの最優先施策は何か？

■市長の回答

市政の執行にあたり、人権を大きく取り上げてきた。人権は平和・教育・環境を包含してなし得るもので、あらゆる政策のバックボーンの理念としてきた。

アムネスティ日本の『人権とは』の中の「性別、国籍、年齢を問わず、この世に生きる全ての人は、生まれながらにしてかけがえのない価値を持っている。同時に、一人ひとりがみな『人間らしく生きる権利』を持っている。この権利は平等であり、決して奪うことはできない。この権利を社会全体で守り、尊重することによって、より多くの人々が平和に、そして自由に暮らせる社会が築かれる。この人間のための権利。それが『人権』である」を私の人権に対する考え方の拠り所として、政策経営に反映させている。その視点で今期中の実現を目指す施策は、以下の3つである。

オンブズマン制度を創設したい。

まちづくり施策にいくつもの紛争があっても、まちづくり条例を制定したい。

■私の意見

佐藤市長の人権のとらえ方は評価する。議場で宣言したのだから、宣

生活保護「申請権を侵さない運用」を求める

生活保護法改正に伴う運用にあたっては、生活保護申請権を侵さないことを強く求めました。

2013年12月に、63年ぶりに生活保護法が改正され、平均6.5%、最大で10%という支給額の大幅削減が行われ、あわせて生活困窮者自立支援法が成立させられました。

この法律の改正に際して—
●生活保護が憲法25条に規定した健康で文化的な最低限度の生活を全

ての国民に保障するために最後の砦であることを周知させること。

●生活保護申請権侵害を発生させないように、従来と同じ口頭での申請も可能とすること。

●扶養義務の履行が要保護認定の前提条件ではないこと。

●いわゆる水際作戦があってはならないことを

言通り、今期中に確実に実現できるめどをつけられるように頑張ってください。市長が撤いた人権施策の種が根をはり、実るまで、しっかりと見届けていきたい。

人権週間にあたる12月議会では、引き続き、その進捗状況を質問します。同時に、市長が引用した人権の文章が素晴らしいので、国立市人権宣言を制定してはどうか提案したいと思っております。



地方自治体に周知させること。などの非常に重要な附帯決議が参議院厚生労働委員会で行われました。この附帯決議を尊重する運用を求めました。

また来年度から始まる生活困窮者自立支援法のモデル事業に国立市福祉総合相談窓口が手をあげました。モデル事業としては珍しく市直営で取り組んでいます。

社会福祉協議会との連携を提案

国立市には地域福祉計画があり、国立市社会福祉協議会には、法律に基づく「わたしたちのまごころプラン」にたち福祉活動計画(2007年度から16年度)があります。しかし、両者の整合性について正式には議論されていません。

私は、市は社会福祉協議会に積極的に働きかけ、中学校区に相当する小エリア毎のコミュニティ福祉計画と一緒に作ってはどうかと提案しました。佐藤市長から、「秋田市の藤里町の社会福祉協議会の女性職員が大人の

後は、税金や保険の滞納、また、就学援助や給食費の未納も含めて、貧困支援活動しているNPO等や地域福祉の拠点である社会福祉協議会等と強く求めました。

国立市保育指針の策定を提案

来年度から子どもの公的保育の場が多様化します。私は、選択した場によって子どもに不利益が生じてはならない、保育の質を示す国立市保育指針をまずはつくるべきと言いつづけてきました。

今回、市長から、ようやく、「国立市の公立保育園がつくってきたスタンダードと私立保育園が守ってきた運営基準を融合させた指針をつくりたい」旨の答弁がありました。

また、来年度からは保育園入所にかかわる手続きが大きく変わります。保護者は必要とする保育量を申請し、市役所は支給量を決定する方式になります。保護者も大変、市役所も大変です。私は、保護者のためには相談窓口の設置が、職員のためにはスーパーバイザーが必要ではないか、そうでなければ混乱するのではないかと質問し、永見副市長から「総合的相談窓口を来年度前に設置したい」旨の表明がありました。

なぜ、紛争を終わらせる ことができないのだろうか

上原元市長への求償裁判

明和マンション裁判最高裁判決を受けて国立市が明和地所に支払った約3200万円（今では利子が膨らみ4000万円を超えた）を上原元市長に支払えとする行政訴訟の一審地裁判決が9月25日に出ました。

地裁判決は、原告国立市の訴えを却下するというもので、国立市の敗訴でした。

この行政訴訟は、2009年12月に4名の住民が国立市長に対して、明和に支払ったお金を上原元市長に請求せよとの訴訟をおこしたことがきっかけでした。

翌2010年に一審の地裁判決があり、原告住民が勝訴しました。

この判決を受けて当時の関口市長は控訴していましたが、高裁で審議中の2011年4月の統一地方選挙で当選した佐藤市長は控訴を取り下げ、地裁判決を確定させました。そして、上原元市長に対して支払いを求める行政訴訟に踏み切った訳です。

この行政訴訟に対して、この間、議会は過半数の賛成で、市は債権を

放棄せよとの決議とその執行を求める決議を2回採択しています。しかし、佐藤市長は従う義務はなし、という事で裁判を継続してきました。

9月25日の地裁判決では、このことに対して、決議を認めない場合は再議に付すこともできたのに、それをしないまま裁判を続行したことは首長の権限の濫用と判断せざるを得ないと厳しい結論を下しています。

東京地裁は議会の決議を重く捉えた訳です。控訴期限の10月9日の前日にあたる10月8日、私を含む11名（21名の議員の過半数）の議員の求めに応じて、市長は臨時議会を招集しました。臨時議会には大勢の市民が傍聴に来られました。

議論の結果、控訴の断念を求める意見書が賛成多数で採択されました。賛成は11名（私を含む）、反対は9名でした。しかし、翌9日、議会の意見書に反し、佐藤市長は控訴を強行しました。争いはまた継続されることになりました。

■この裁判を支援する理由を原告の上原元市長を市民として支援しているKさんに聞きました。

【Kさんのお話から】

元市長が住民の声に答えて取り組んだ景観を守る施策に対して、現市長が求償するというこの裁判は市民自治の自殺行為です。

明和地所が、国立市を訴えた民事裁判が終わってもう10年以上経過しています。明和地所はその裁判で確定した2500万円（プラス日割りの利子）を全額国立市へ寄付しています。それで終わっていたのではないのでしょうか。

上原元市長が行った行為は、個人的な行為ではなく、あくまでもマンション建設で住環境が損なわれる近隣住民の声や、大学通りの景観を守る活動をしてきた住民たちの声を受けとめてやったことでしょう。

その行為そのものに問題があれば、議会ですっかり議論されるべきもので、10年以上たって、一人一人となった元市長に、利子も含めて4000万円にも膨れ上がった金を払えとは「公費を使つての個人的嫌がらせ」の裁判だと思えます。

行政法関係の判例百選の中に国立市が二つ入っています。車優先の道路政策に異議を唱えた歩道橋裁判と大学通りの景観を守る明和マンション裁判です。この二つは国立市民によるまちづくりの誇るべき歴史であり、国立市の宝といえます。今回の求償行政訴訟は、この二つの裁判を闘った住民を踏みにじ

るものです。

今回の控訴で着手金を含めて69万8千円かかります。税金のムダ使いです。

議会が債権放棄の決議を上げたことを全く重要視していません。控訴するにあたっては、議会の議決をとることは必要でした。

佐藤市長は今からでも控訴を取り下げ、国立のまちづくりはどうあるべきか、市民と平場で語り合い、明和裁判の総括も市民との間でやってみてほしい。それが、市長としての本来の使命です。

学童等の運営基準条例案を可決

今回の福祉保険委員会には、来年度から始まる、子ども・子育て支援制度改革に伴い、学童の設置運営基準条例案と保育園や家庭保育室、事業所内保育等の運営基準条例案が提案されました。

学童条例案には、4年生から6年生までの受け入れをできるだけすみやかに行うこと、しょうがい児の受け入れ、職員配置の適正化、研修強化などの附帯決議をつけて全員賛成しました。

教育委員会制度が大きく変わり、 首長の権限が強化されます

戦争にからめとられた過去の歴史を繰り返させないために

今年6月、教育委員会改革法が成立し、来年度からこれまでの首長から独立した機関であった教育委員会制度が大きく変わります。

現行の教育長と教育委員長を統合した「新教育長」が創設され、議会の同意を得て首長が直接任命できるようになります。

任期を3年とする事でその首長の4年の任期中に必ず1度は任命できるという首長の意向を強く反映できる体制が生まれました。

また、首長が主宰する、教員委員との総合教育会議で教育行政の基本方針を決めることになりました。これまで形骸化していたとはいえ、形としては保たれていた教育委員会の政治からの独立が失われてしまう訳です。

首長の方針に対して拒否もできると法律にはありませんが、拒否権の発動は殆ど考えられません。

新制度に関する佐藤市長の見解を聞きました。

佐藤市長は、「大津でのいじめ自殺を理由に教育改革が行われたが、過去の暗い時代を経て憲法が生まれ、教育基本法が誕生したことを重く受けとめ、新制度になっても教育への不介入の基本は守っていきたい」との良識的見解を示しました。

今後、注意深く見届けたいと思います。

ここまでできました 国立市の人権施策 訴え続けた3年半、一歩ずつ前進

2011年4月の選挙で私は、国立市を「孤立と排除がないまち、多様性を認めあう、風通しのよいソーシャル・インクルージョンのまちにしたい」と市民の皆さまに訴え、そのための政策提案を行ってきました。それから、3年半、皆さまに提案した政策がいくつも誕生しています。それらは、私の提案に共感し、積極的に取り入れていった市長や職員との協力があったことでした。また、地域の中で人権活動をされている市民と一緒に考え、動いたからできたことでした。

「小さな声を大切にすると人権のまちづくり」がここまでできたことを報告します。

■2011年度から連続して、現状の組織体制の問題を指摘してきました。

▽国立市には女性の人権に関わる部署がない。

▽ひとり親担当者が2名のみで急増するDV相談にきちんと対応できないでいる。

▽現男女平等推進計画の評価・見直しでも責任部署の設置と体制整備をはかることが緊急の課題と指摘されている、などです。

■こうした訴えが以下の実りを生みました。

▽2012年度から、「ひとり親・女性相談支援係」と「女性」の名称を掲げた係が正職員を1名増やし、単独係として誕生！

▽スーパーバイザー制の導入が実現！

母子自立相談支援の力量向上とDV被害者支援については、市役所のあらゆる部署での対応が必要であり、全庁的な連携も必要であるとして、内閣府DV被害者相談支援に関わって来られた専門家が採用されました。

■DV被害者支援に関する基本計画や、総合的な行政計画である男女平等推進計画や人権施策については市長に一番近いところで行うべきと提案しました。

▽人権・平和・男女平等を市長直下で行う市長室が誕生！

■女性職員による女性が働きやすい職場づくりに向けてのリーダーシップ研修を提案し、実現させました！

▽係長以下の女性職員12名でワーキンググループが作られ、昨年11月から始まり、1年かけて話し合いがなされました。10月23日、市への提言報告会が開かれ、参加しましたが、ハラスメント防止の研修や、誰もが補いあい、休める職場環境づくりなど具体的な提言がいくつも出されました。

参加された女性職員さんから、「今回、研修に参加して、男性社会は、ひとりの強いリーダーの組織が多いが、女性は、助け合って、横に広がる組織体制をつくっていきたいと思う、その違いがあると感じました。議会から出されたヘイトスピーチを許さない地域を支える時そういう組織が必要なんじゃないかと思いました。女性職員研修を提案してくださいありがとうございます」と言われました。横に広がり、良さを出しあい、欠点を補いあえる組織体制をつくりたいと願う、その提言が実行されるように見守りたいと思いました。

また、その力を男女平等推進計画に活かせるように引き続き提案していきます。

■国立駅高架下にできる国立市のスペース内に相談室を配置し、女性総合相談を行う予定で計画が進んでいます。

▽この件で、埼玉県八潮市を視察しました。

▽女性問題施策を進めるにあたり、市内で女性ひとり親家庭へのヘルパー派遣事業や相談支援を行っている事業所の方や、他市で女性相談支援を行っている方などから様々、教えていただきました。行政と民間の連携がどんなに重要かわかりました。

■生活困窮や何でも相談に
応じるワンストップの福祉
総合相談窓口の設置を提案。
▽誕生しました。

■空き家を活用した「女性の居場所づくり」——私の居場所、実家を創ろう！」の実現を！

国立市には、匿名寄付による1億円の子家庭等の自立及び子育て支援基金があります。

使用途を検討する懇談会では、母子家庭の居場所をつくって欲しいという提言がありました。しかし、いまだに母子家庭の居場所づくりについて寄付金は使われていません。

現在、国立市と一橋大学の教員や国際NGO、シングルマザーなど女性相談支援活動を行っている市民等により、マイクロファイナンスを取り入れた女性の居場所づくりに向けての共同研究が始まっています。

シングルマザーが共同で子どもを育て、そこで仕事もつくり、そこに誰もが立ち寄れるそんな居場所を行政と一緒に考えています。12月にはその報告が出ます。

来年度予算にきちんと反映できるように見守ります。

■市長室では、いじめや人権、または総合的な問題に対応できるオンブズマン制度の検討が始まっています。

……………

12月議会では、セクシャルマイノリティについて、男女平等推進計画への導入や職員研修などを提案する予定です。

現在、当事者の方々にいるお話しを伺っています。大阪府淀川区などでは、センターをつくり相談支援を積極的に行っているそうです。

▽女性問題施策を進めるにあたり、市内で女性ひとり親家庭へのヘルパー派遣事業や相談支援を行っている事業所の方や、他市で女性相談支援を行っている方などから様々、教えていただきました。行政と民間の連携がどんなに重要かわかりました。

ご案内

女性の人権から 日本軍「慰安婦」問題を考える

11月はDVなど女性への暴力防止月間でもあり、あらためて、戦時性暴力としての日本軍「慰安婦」問題とは何か、考えてみることにしました。

韓国では、毎週水曜日に、当事者であるハルモニ（おばあちゃん）たちがソウルの日本大使館前に集まり、日本政府に謝罪と補償を求めてデモをしています。

長年、水曜デモに関わってこられた秋山淳子さんにお話を伺います。

日本軍「慰安婦」被害者の証言を基に韓国で創られた短編アニメーション『少女の物語/herstory』も上映します。

■日時：11月16日◎ 午後6時半～9時
 ■場所：国立市公民館 講座室（3階）
 ■お話：秋山淳子さん（埼玉九条連）
 ■主催：戦争に反対する女たちの会
 ■連絡：090-1814-8371（上村）